



弁護士法人

## 中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階  
 電話 06-6365-8111(代表)/ファクシミリ 06-6365-8289  
 〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉カーデウイング5階  
 電話 03-3568-7244(代表)/ファクシミリ 03-3568-7245

2007 秋号

2007年 10月発行 第48号



## 新しく3名の弁護士が入所いたしました。

秋の訪れとともに野山は爽やかな大気に満ちあふれてきました。皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、今秋司法研修所を修了しました弁護士が3名入所いたしました。

平山浩一郎弁護士は、大学卒業と同時に銀行に就職し、銀行員として6年半の実務経験のある社会人でしたが、一念発起して司法試験に挑戦、見事合格した信念と覇気ある青年弁護士です。また、将棋有段者で、相当の棋力をもっています。銀行実務と社会経験に根ざした総合的な判断力により、皆様のニーズに的確に対応し、安心してお任せいただけることと存じます。事務所の大きな戦力となることが期待されています。

古川純平弁護士は、北海道の広大な大地とフロンティア精神にあこがれ、出身の大阪の地から北海道大学で学んだ情熱家です。北海道の大地で英気を養いながら、それでいて、大学4回生で見事司法試験に合格した俊英です。一方、バスケットボールで鍛えた体力をもち、更に、その人柄で多くの友人をもち、将来弁護士として大成することが期待される活気あふれる青年弁護士です。皆様のご信頼に添えていくものと確信しています。

松本久美子弁護士は、大学で学んでいた折、主任教授から、法曹にとって必要な物事を分析し正しく評価しこれを的確に発表する優れた資質があると見込まれ、司法試験に挑戦することをすすめられた逸話があります。本人も法曹の道を人生のライフワークとすることを決意、見事、大学4回生で司法試験に合格した才媛です。一方、陸上競技の走り高跳びで鍛えられた基礎体力を持ち、ハードな事件処理に対しても充分応えてもらえるものと期

待しています。

3人とも弁護士としては新人ですが、いずれも秘められた潜在的な能力によって大きな可能性に挑戦してくれるものと存じます。何卒皆様のご支援とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

## 当事務所の6名の弁護士が金融窓口サービス技能検定委員の委嘱を受けました。

去る9月30日から金融商品取引法、改正金融商品販売法が施行されましたが、当事務所の安保智勇、中光弘、中務正裕、中務尚子、小林章博、錦野裕宗の6名の弁護士は、今般、厚生労働大臣指定試験機関である社団法人金融財政事情研究会より、同会が平成20年1月から実施する国家検定 金融窓口サービス技能検定(金融商品コンサルティング業務)の技能検定委員の委嘱を受けました。

「金融商品コンサルティング業務」は、平成20年1月から実施され(1級は平成20年5月から実施)、去る9月30日から施行された金融商品取引法・改正金融商品販売法等に即した金融商品の販売スキルの習得、投資型金融商品に関する知識の検証を目指す方に最適な試験で、金融機関の窓口で金融商品の販売に携わっている方のみならず、営業店の渉外担当者を主な対象としており、多くの受験者が見込まれています。

当事務所では、これを契機に、金融商品取引法、改正金融商品販売法にかかる法的問題について、更なる研鑽を重ね、皆様の法的ニーズに応えてまいりたいと存じます。

所長弁護士 中 務 嗣治郎

## 新入所弁護士ご挨拶



弁護士

平山 浩一郎  
(ひらやま・こういちろう)

出身大学  
九州大学経済学部

経歴  
1996年4月株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）入社  
2007年9月最高裁判所司法研修所修了（60期）  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所入所

このたび、当事務所において弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました。弁護士大増員時代を迎え、弁護士間の競争が激しさを増していく中、これからの弁護士は従来以上に専門的かつ迅速・高品質のリーガルサービスの提供が求められるものと思われま

す。私は、銀行での勤務経験を弁護士業務に生かすべく、将来的には金融法務を中心に携わっていきたくと考えていますが、まずはどんな事件でも選り好みをせず、貪欲に知識・経験を積ませていただきたいと思います。一つ一つの事件に誠心誠意取り組むことによって、一日も早く依頼者や関係者などから信頼していただける弁護士になることを目指していく所存です。また、社会の様々な事柄にも興味を持ち続け勉強をすることによって、一個人としても成長していきたいと考えています。

未熟ではありますが、皆様のご期待に添えますよう、日々精進していく所存です。なにとぞ格別のご指導を賜りますようお願い申し上げます。



弁護士

古川 純平  
(ふるかわ・じゅんぺい)

出身大学  
北海道大学法学部

経歴  
2007年9月最高裁判所司法研修所修了（60期）  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所入所

この度、1年4ヶ月の司法修習を終了し、当事務所において、弁護士としての活動をスタートすることとなりました。

弁護士大増員時代を迎え、弁護士は他の弁護士、法律関係者との差別化が必要であると考えます。しかも、現代は、インターネット等の普及により、依頼者の方々が容易に弁護士の情報を得られ、依頼内容を専門とし、その分野の経験が豊富な弁護士を探し出せる時代でもあります。このような時代にあっては、弁護士は、幅広い法律分野の知識を前提に、専門的な分野における深い知識、経験も求められています。

また、弁護士というサービス業にあっては、当然、依頼者の方々の立場から物事を考え、そのニーズを的確に把握し、迅速かつ誠実に対応していくことが重要であります。

いまだ未熟な若輩者ではありますが、上記の要請を踏まえ、豊富な知識と経験を有する諸先輩方の指導の下、日々精進していく次第であります。

依頼者の方々のご期待に添えるよう、誠心誠意、職務を全うし、努力を重ねていく所存でありますので、なにとぞ、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士

松本 久美子  
(まつもと・くみこ)

出身大学  
神戸大学法学部

経歴  
2007年9月最高裁判所司法研修所修了（60期）  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所入所

この度、当事務所に弁護士として入所することになりました。

弁護士は、依頼者に対する様々な責任を負っていることはもちろんのこと、社会からの様々な期待を背負っており、重大な責任ある仕事であると思っております。未だ弁護士としての歩みを始めたばかりであり、その責任の重さに身が引き締まる思いではありますが、そのような責任を負って相談や事件の処理にあたれることが楽しみでもあります。

そしてこの責任を全うするためにも、一日も早く依頼者の方々に信頼される一人前の弁護士になるよう、法律的知識を身に付ける努力にとどまらず、あらゆる分野・事柄に積極的に挑戦し、様々な知識・経験を身に付けていくことが必要であると考えており、私はそのための努力を惜しまぬ覚悟であります。

この初心を忘れず、諸先輩方からたくさんのごことを学びながら、一件一件、誠実に全力を尽くして事件処理にあたって参る所存です。

どうぞ皆様のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。





弁護士

藤井 康弘  
(ふじいやすひろ)

出身大学  
同志社大学法学部

経歴  
2002年10月  
最高裁判所司法研修所修了  
(55期)  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

取扱業務  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務等

## 金融商品取引法制に関する政令・内閣府令等について

弁護士 藤井 康弘

### 1 はじめに

昨年6月「証券取引法等の一部を改正する法律」が成立し、段階的に施行されておりましたが、今般、金融商品取引法が平成19年9月30日から施行されることになりました。

これにあわせ、関連する政令、内閣府令等についても、その内容が確定しましたので、本稿におきまして、主要な点の説明をさせていただきますと思います。

### 2 金融商品取引法の対象商品・取引の拡大

(1) いわゆる学校債の有価証券指定  
流通性その他諸事情を勘案し、公益または投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして、学校法人に対する貸付にかかる債権であった、有利子かつ在校生の父母等以外の者が取得すること等の要件をみたすものが、有価証券に追加されました(金商法2条1項21号、同施行令1条、1条の3の4、定義府令4条、8条)。

(2) 集団投資スキーム持分の定義からの除外  
出資者全員が出資対象事業に関与する場合として集団投資スキーム持分の定義から除外されるものとして、出資対象事業にかかる業務執行が全ての出資者の同意を得て行われるものであること等が定められました(金商法2条2項5号イ、同施行令1条の3の2)。

(3) デリバティブ取引の範囲  
保険・共済契約に基づく権利や債務保証契約等は、形式的には、店頭デリバティブ取引(金商法2条22項)に該当する可能性がありますが、実質的に規制の必要がないとして、店頭デリバティブ取引から除外されています(金商法施行令1条の15)。

また、金融指標(金商法2条25項)として、気象庁等が発表する数値、国民経済計算など各種統計の数値を定めています(金商法施行令1条の18)。

### 3 行為規制の整備

(1) 広告等の規制  
金商法37条に定める広告規制について、具体的に以下の内容が、施行令、業府令等において定められました。

・ 広告のほか、一定の場合を除き、郵便、信書便、ファクシミリ送信、電子メール送信またはピラ・パンフレットの配布等、多数の者に同様の内容で行う情報提供が規制の対象とされました(業府令72条)。

・ また、広告等の表示方法として、明瞭・正確に表示し、特にリスク情報は最大の文字・数字と著しく異ならない大きさで表示する旨が定められました(業府令73条)。

(2) 契約締結前の書面の交付義務  
金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ顧客に対し、一定の記載事項を記載した書面を交付する必要がありますが(金商法37条の3)、記載方法等が、業府令において具体的に定められました。

・ 「十分に読むべき旨」及び特に重要な事項を12ポイント以上で最初に平易に記載し、次にリスク情報等を12ポイント以上で明瞭・正確に枠内に記載し、他の事項も8ポイント

以上で明瞭・正確に記載する旨が定められました(業府令79条)。

・ 契約締結前交付書面の交付を要しない場合として、顧客が上場有価証券等に係る契約を締結する場合であって、1年以内に当該取引にかかるリスク情報等を記載した上場有価証券等書面を交付している場合が定められました(業府令80条)。

・ 契約締結前交付書面の記載事項として、当該書面の内容を十分に読むべき旨やリスク情報等を共通の記載事項として定め、信託受益権等、不動産信託受益権、抵当証券等など、有価証券の種類に応じて、個別に記載事項が定められています(業府令81条以下)。

(3) 契約締結時等の書面交付義務  
金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときその他一定の場合には、遅滞なく、一定の記載事項を記載した書面を交付する必要がありますが(金商法37条の4)、記載方法等が、業府令において具体的に定められました。

・ 共通の記載事項として、金融商品取引業者等の商号等、契約の概要、契約年月日、顧客の氏名等が定められました(業府令99条)。また、金融商品の種類に応じて、個別の記載事項が定められています(業府令100条以下)。

・ 一定の場合には、契約締結事項書面等の交付を要しない旨が定められています(業令110条～112条)。

(4) 禁止行為等  
不招請勧誘の禁止規定(金商法38条3号)は店頭先物取引に、勧誘受諾意思不確認勧誘及び再勧誘の禁止規定(金商法38条4、5号)は金融先物取引に、適用される旨が定められました(施行令16条の4)。

また、販売・勧誘局面の禁止行為として、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面等の交付に関してリスク情報等について顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないで契約を締結する行為や、個人顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話・訪問により勧誘する行為等が追加されました(業府令117条)。

(5) 損失補てん等の禁止  
損失補てんの事故確認不要の場合(金商法39条3項但書)として、新たに、認定投資者保護団体、弁護士会仲裁センター、国民生活センター及び認証紛争解決事業者等のあっせんによる和解等並びに一定の要件の下で弁護士(100万円以下の場合)または司法書士(140万円以下の場合)が顧客を代理して行う和解が追加されました(業府令119条)。

4 紙面の関係上、本稿での解説はこれで終わらせていただきますが、制令、内閣府令等で、ご確認されたい事項がございましたら、当事務所までご相談いただければと思います。

## 【中国最新法令の紹介】中国「労働契約法」の施行について



弁護士

小林 幹雄  
(こばやし・みきお)

出身大学  
立命館大学文学部  
経歴

2000年10月最高裁判所  
司法研修所修了 53期  
大阪弁護士会登録  
(中央総合法律事務所入所)  
2003年9月～2005年7月  
中華人民共和國復旦大学  
留学(語学研修生・大学院聴  
講生)

取扱業務  
民事法務、商事法務、  
会社法務、  
中国ビジネス法務

著書・論文  
『中国における外商投資企  
業の労働管理』(「NBL」  
No.828 2006年3月号)  
「合併経営の当事者間紛争  
と『法律に基づき行政機関  
により処理されるべき行政  
紛争』の関係」(「JCAジャー  
ナル」2007年7月号)。  
JCAジャーナル、国際商事  
法務に仲裁事例、裁判例解  
説記事を複数執筆。



外国法研究員(中国律師)

顧 暁

経歴 (こ・ぎょう)  
2000年神奈川大学法学研  
究科博士前期課程修了(修  
士号取得)  
2002年  
中国律師登録  
(北京煒衡律師事務所)

弁護士 小林 幹雄  
外国法研究員(中国律師)顧 暁

中国の「労働契約法」(以下、「新法」)が来  
年1月1日から施行されます。新法は外国企業の  
現地法人にも適用されるため、中国に進出する  
多くの日本企業の注目を集めています。本稿では、  
新法の内容のうち使用者側として注意すべき点  
をいくつか紹介します。

### 一、労働契約書作成を怠った場合の効果

労働契約書の作成は、現行「労働法」でも明  
示的に求められています。しかし、新法では、同  
原則の遵守を促すために、書面契約を締結しな  
い場合の効果を以下の通り決めました。即ち、  
使用者が労働者との間で書面による労働契約を  
締結しないまま1か月を経過すると、雇用から1年  
に達するまでの間、使用者は労働者に対し各月  
において倍額の給与を支払わなければならない  
。また、書面による労働契約を締結しないまま雇用  
から1年を経過すると、使用者は労働者との間で  
固定期間の定めのない労働契約を締結したも  
のと同見なされます(固定期間の定めのない労働契  
約において、使用者は法律に定める要件を満た  
さない限り、当該労働者との労働関係を解消で  
きません)。

### 二、固定期間労働契約の更新に関する取扱い

固定期間を定めた労働契約を更新して2期継  
続し、同期間満了後に更に契約を更新する場合  
(労働者が固定期間の労働契約締結を求める  
場合を除く)には、使用者は、原則として固定期  
間の定めのない労働契約の締結を行わなけれ  
ばなりません。現行「労働法」でも労働者が継続  
して10年以上勤務した場合に類似の扱いを定  
めていましたが、新法はこの点を更に進めたも  
のです。この結果、これまでしばしば行われてい  
たような、短期間の労働契約を締結して更新を繰  
返すということは困難になるものと思われる。

### 三、契約期間満了時の補償金の支払

現行「労働法」の下では、解雇等の場合と異  
なり、契約期間満了により労働契約を終了させ  
る場合には、労働者に対し経済的補償金を支払  
う必要はないものと理解されています。この点、新  
法では、契約期間満了により労働契約を終了さ  
せる場合も労働者に対する経済的補償金の支  
払を行うべきものとし、使用者が労働条件  
を維持・向上して契約を更新しようとするにも  
かわらず、労働者が更新に応じない場合を除  
きます)。

### 四、試用期間設定に関する規定の厳密化

新法は、試用期間に関する詳細な規定を設  
けました。まず、試用期間は労働契約の期間に  
応じて定めるものとし、例えば、契約期間が3  
か月以上1年未満の場合、試用期間の上限は1

か月であり、契約期間が1年以上3年未満の場合、  
試用期間の上限は2か月です(3年以上の固定  
期間労働契約及び固定期間の定めのない労働  
契約においては、試用期間の上限は6か月)。また、  
同一の使用者と労働者との間において、設ける  
ことができる試用期間は1回のみであることを明確  
に決めました。このほか、試用期間については同  
期間中の最低賃金や解雇事由等についての規  
定も設けられています。

### 五、労働者による違約金支払いに関する定め

新法は、労働者が違約金支払義務を負担する  
2つの場合を決めました。ひとつは、技術訓練後  
の拘束期間(勤務を継続すべき期間)に関する  
合意を労働者が遵守しなかった場合です。新法  
は、使用者の費用負担で労働者が専門的技術  
訓練を受けた場合、当事者間の合意で拘束期間  
を設けることを認めています。労働者が同合意  
に反して退職したような場合、使用者に対する違  
約金支払義務が生じます(但し、同違約金の金  
額には制限があります)。

もうひとつは、労働者退職後の競業禁止義務  
違反に関する違約金です。新法は、使用者が特  
定の労働者との間で競業禁止義務を合意する  
場合の期間制限や補償金支払義務を定めてい  
ますが、他方で、かかる競業禁止義務に違反し  
た労働者の違約金支払義務も認めています。

なお、新法の規定によれば、労働者の違約金  
支払義務を定めることができるのは上記の2類型  
のみであり、その他の事由に基づいて使用者が  
独自に労働者の違約金支払義務を定めることは  
認められていません。

### 六、労務派遣に関する定め

新法は、労務派遣についても比較的詳細な定  
めを設けました。近時の労働力市場における労  
務派遣の重要性の高まりを考慮したものと思わ  
れます。

新法の規定の例としては、労務派遣に従事す  
る企業の資本金等要件(例:登録資本金は最低  
50万人民元)、派遣元事業者と派遣労働者との  
間の労働契約の期間・内容、派遣元事業者の義  
務、派遣先事業者の義務、再派遣の禁止、労働  
者に損害を与えた場合の責任等があります。こ  
のように、新法は派遣を受ける企業等の義務や  
責任も規定していますので、現地法人において  
派遣労働者を使用することを検討する場合には、  
同法の規定に注意する必要があります。

### 七、まとめ

新法の施行により、使用者と労働者の権利義  
務がより明確化されます。従って、現地に進出  
する外国企業に対しても、これまで以上に適切な労  
務管理が求められることとなります。



## 排出権取引をめぐる法務

弁護士 中務 正裕  
弁護士 金澤 浩志



弁護士  
米国ニューヨーク州弁護士  
**中務 正裕**  
(なかつかさ・まさひろ)

出身大学  
京都大学法学部  
米国ノースウェスタン大学  
ロースクール(LL.M)

経歴  
1994年4月最高裁判所司法研修所修了(46期)  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所  
2005年5月  
米国ノースウェスタン大学  
ロースクール卒業  
2005年8月  
米国カークランド・エリス  
LLP法律事務所勤務  
2006年4月  
ニューヨーク州弁護士登録

取扱業務  
金融法務、商事法務、  
会社法務、倒産法務、  
民事法務、知的財産権、  
家事相続法務等

### 1 はじめに

今年は何年にもない暑さを記録し、これも地球温暖化の影響かと肌で感じるような夏でした。ドキュメンタリー長編部門でアカデミー賞を受賞した「不都合な真実」にも描かれているように、地球温暖化問題は今を生きる私たちにとって避けて通れない問題となっています。今や、世界的な規模での温室効果ガスの削減が急務となっており、本年6月にドイツで行われたG8ハイリゲンダム・サミットにおいても、各国首脳により地球温暖化問題への取り組みが最重要の課題の一つとして取り上げられ、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することが検討対象とされています。経済活動に伴い必然的に排出される温室効果ガスをいかに効果的に削減し、経済成長とのバランスをとっていくか。この検討の中で編み出された仕組みが、「排出権取引」という新たなビジネスです。このたび金融商品取引法の施行にともなって、金融機関の排出権取引市場への参加が明確化されたこともあり、本稿では、排出権取引をめぐる法務をご紹介します。

### 2 温室効果ガスの排出削減義務

国連気候変動枠組条約に基づく「地球温暖化防止京都会議」(第3回気候変動枠組条約締約国会議、COP3)で採択された、京都議定書<sup>1</sup>(2005年2月16日発効)では、議定書批准国の温室効果ガス排出削減義務に関する第一約束期間(2008年~2012年)が定められています。

日本は、かかる排出削減義務に基づいて、上記期間中に、1990年比で6%の温室効果ガスの排出削減を達成しなければなりません(京都議定書3条、附属書B)。しかしながら、2002年には1990年比で約8%の排出増となっており、実際は、合計で約14%の排出削減を達成する必要があるとされています<sup>2</sup>。

このような多量の排出削減を達成するために、京都議定書において定められている排出権取引制度を活用することが期待されます。

### 3 京都議定書における排出権取引

京都議定書においては、各国が温室効果ガスを排出することのできる枠が設定されているところ、排出権<sup>3</sup>の取引を実施することによって、かかる枠を拡大することが可能となります。

京都議定書において定められている主な排出権取引の仕組みは、次のようなものです。(1) クリーン開発メカニズム(CDM)(京都議定書12条)

先進国の事業者と途上国の事業者が、途上国において、共同して温室効果ガス排

出削減にかかるプロジェクトを実施し、当該プロジェクトの実施により削減することができた温室効果ガス相当分の排出権を、当該先進国事業者が取得できる仕組み。

(2) 共同実施(JI)(京都議定書6条)

先進国の事業者が、他の先進国において、温室効果ガス排出削減にかかるプロジェクトを実施し、当該プロジェクトの実施により削減することができた温室効果ガス相当分の排出権を取引する仕組み。

(3) 排出量取引(京都議定書17条)

京都議定書第3条7に基づいて、温室効果ガス排出削減義務を負う国に割り当てられた排出権を取引する仕組み。

### 4 排出権取引に関する法制度 - 温暖化対策法の存在

上記の京都議定書に基づく排出権取引に関して、日本における法制度の概要を定めているのが温暖化対策法です。同法に関して、排出権取引に際してポイントとなると思われる点については、以下のようなものが挙げられます。

#### (1) 排出権の法的性質

排出権は京都議定書の規定に基づいて存在するものですが、その法的性質をどのように考えるべきかという点は一義的に明らかではありません。この点について温暖化対策法では明記されておりませんが、動産類似の性質を持つものとして観念するのが相当であると考えられています<sup>5</sup>。

#### (2) 割当量口座簿

温暖化対策法においては、環境大臣及び経済産業大臣は、排出権の取得、保有及び移転を管理するために、割当量口座簿を作成することとされています(温暖化対策法29条1項)。国及び国内に本店又は主たる事務所を有する法人は、割当量口座簿に管理口座を開設することができます(同法31条1項)。なお、排出権の譲渡は管理口座に記録を受けることが効力発生要件となっており(同法35条)、排出権はかかる割当量口座簿の記録を通じて認識されることとなります。

割当量口座簿が気候変動に関する国際連合枠組条約事務局が開発している国際取引ログと接続されれば、京都議定書に基づく排出権取引が日本国内において本格的に実施されることとなります。

#### (3) 排出権に対する担保設定

排出権については、民法上の権利質にかかる規定の適用が考えられるところですが、他国との制度的統一を図る必要がある排出権取引に関し、その担保設定に関する国際



弁護士  
**金澤 浩志**  
(かなざわ・こうじ)

出身大学  
京都大学法学部

経歴  
2004年10月最高裁判所司法研修所修了 57期  
中央総合法律事務所入所  
(16年10月)

取扱業務  
企業法務、  
金融法務・ファイナンス、  
M&A・企業再編、  
民事・商事法務

的議論が未だ成熟していない現段階においては、日本だけが排出権に対する質権設定を認めるわけにはいかないことから<sup>6</sup>、温暖化対策法においてはこれが明文で禁止されています(温暖化対策法36条)。他方で、排出権に譲渡担保を設定することは可能であると考えられています。

(4) 排出権の善意取得等

管理口座に排出権の保有を記録された国又は口座名義人は、当該排出権を適法に保有するものと推定されます(温暖化対策法38条)。

また、管理口座に排出権増加の記録を受けた善意かつ無重過失の国又は口座名義人は、当該記録を受けた排出権を善意取得することができるかとされています(温暖化対策法39条)。たとえば、特定の管理口座に誤って記録されている排出権を信託して取引を行った者については、かかる規定による保護を受けうる可能性があり、取引の安全が図られています。

(5) 排出権の信託

排出権はこれを信託の対象とすることができ、当該信託の受託者がその管理口座において、信託財産である旨の記録を受けることにより対抗要件を具備することができます(温暖化対策法37条、同法31条3項3号)。

排出権の管理に関する煩雑な事務を信託銀行に代替して実施してもらうことができること、内国法人しか管理口座を保有できないところ、受益者としての資格には制限が無く、外国法人や個人等も排出権取引に関与することができる可能性があること、信託受益権化した上で譲渡する方が、排出権現物を移転させるよりも手続が容易であると思われること、信託受益権に対しては質権を設定することが可能であり、担保設定の方法が広がること、受益証券発行信託の方法によれば、転々流通性を高めた金融商品を組成できる可能性があることなど、多数のメリットが考えられるためです。

\* \* \*

排出権取引については、これまで将来の排出権を売買する大口の取引がほとんどでしたが、金融機関による排出権取引への参画が本格化し、今年度末には実施が予定されている国連の国際取引ログとの接続がなされれば、発行済みの排出権の少量売買も可能となり、排出権取引の一層の活発化が見込まれます。新しい分野においてもタイムリーな法的サービスを心がけておりますので、お気軽にご相談いただければと存じます。

5 排出権取引の今後

(1) 金融機関による排出権取引関連業務への参画

本年9月30日に全面施行された金融商品取引法及びこれに伴う法改正においては、今まで不明確であった金融機関による排出権取引関連業務への参画の可否等についてが明確に規定されるに至りました。

すなわち、金融商品取引法上、排出権の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務、排出権のデリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務が、第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者の届出業務として規定されました(金融商品取引法35条2項7号、金融商品取引業等に関する内閣府令68条16号、17号)。また、排出権に関するコンサルティング業務は、金融商品取引業者の付随業務に含まれるものと解されています(金融商品取引法35条1項柱書)。

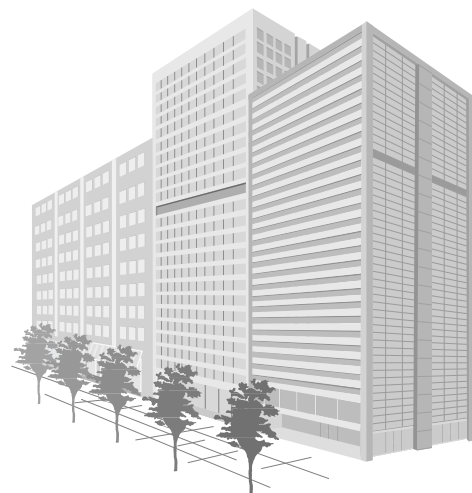
さらに、銀行法等の改正により銀行の子会社は、上記業務をその業務範囲として行うことができるとされ<sup>8</sup>、銀行本体については、上記の業務のうち、差金決済を行うものに限り付随業務として行うことが認められました(銀行法10条2項14号、同法施行規則13条の2の2)。また、銀行本体は、上記の業務(媒介にかかるものに限る)及びの業務を付随業務として行うことができると解されています<sup>9</sup>。

このように金融機関が排出権取引の関連業務に参画することで、国内における排出権取引が活発化することが期待されます。

(2) 信託の利用による取引の増加

上記のとおり、排出権はこれを信託することが可能です。信託を利用することにより、排出権の取引は大きく拡がりを見せることが予想されますが、その理由としては、

1 正式名称は、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」です。  
 2 環境省「STOP THE 温暖化2005」  
<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/stop2005/index.html>  
 3 「クレジット」や「排出量」、「排出枠」、「算定割当量」とも呼ばれます。  
 4 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)  
 5 京都議定書に基づく国別登録簿の在り方に関する検討会「京都議定書に基づく国別登録簿制度を法制化する際の法的論点の検討について」  
 6 前掲注4  
 7 松尾直彦ほか「金融商品取引法制の政令案・内閣府令案等の概要」金融法務事情1803号16頁  
 8 証券専門会社につき、銀行法16条の2第1項3号、同法施行規則17条の2第1項3号、同規則17条の3第2項18号の4、同項18号の5。それ以外の子会社につき、銀行法16条の2第2項2号、同法施行規則17条の3第2項18号の4、同項18号の5)  
 9 前掲注6





## 裁判エッセイ 23

### 「あみださん」の「さんがくがんだりき」



弁護士

川口 富男

出身大学  
京都大学法学部

経歴  
1959年4月最高裁判所司法研修所修了(11期)  
裁判官任官  
東京高等裁判所、大阪高等裁判所、大阪地方裁判所等の裁判官および最高裁判所調査官として民事裁判に携わる。

京都家庭裁判所所長、京都地方裁判所所長、高松高等裁判所所長官歴任

1999年11月  
高松高等裁判所所長官を定年退官

2000年1月大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

前  
日本調停協会連合会副理事長  
近畿調停協会連合会会長  
大阪民事調停協会会長

現在  
財団法人国際民商事法センター理事

取扱業務  
民事法務、商事法務、会社法務、金融法務、倒産法務、行政法務、家事相続法務

私が司法修習生として実務修習をしていた時(昭和32年)、配属先の大阪地裁刑事合議部の網田覚一裁判長からよく「さんがくがんだりき」という言葉を聞きました。

網田裁判長は、自由闊達な訴訟指揮をする裁判官で、「網田さん」として敬愛されており、修習生にも気さくにいろんな話をしてくれました。その一つが「さんがくがんだりき」です。何事によらず見る目、理解する力がないと何も見えない、見えても分からない、そういう力を「さんがくがんだりき」というのだと教えられました。網田さんの下での2か月間の修習中この言葉を聞かない日はなかったような印象があります。

「あみださん」の「さんがくがんだりき」というと、口調も良く、何かありがたくも響き、以来忘れたことがないので、そのいわれ、どういう字を書くのか、といったことは忘れてしまっていました。

最近ふと思い立って網田さんの女婿であるH弁護士に尋ねたところ「参学眼力と書き、出典は道元の正法眼蔵である」と教えてくれました。辞書で調べても分からなかったのですが、おかげで私はなんと50年ぶりに蒙を啓くことができました。

調べてみると、正法眼蔵の「現成(げんじょう)公案」の巻の中に「塵中格外、おほく様子を帯せりといへども、参学眼力のおよぶばかりを見取会取するなり」とあります。網田さんの教えのとおり、この現世や形而上の世界では量り知れない現象が生じるが、把握できるのは自己の学力、眼力の範囲に限られる、という意味だそうです。

聞けば網田さんはあの大部に於いて難解といわれる正法眼蔵をよく研究しておられたそうで、おそらくその外の仏典やいろんな書物をも涉猟しておられたのだと思います。

民事担当の裁判官になった私からみて、刑事担当の裁判官は、そうとは明言しないもののこの種の勉強を重ねているという印象がありますが、それは刑事裁判においてはいつも、人間の本质に相向い、その真の姿を把握し、裁判官として何ができるか、何をなすべきか等がいつも、切実に問われるからであろうと思います。その答えが法律書の中にあるはずがなく、いろんな修養をして答えを探さざるをえないのでしょう。

まもなく裁判員制度が始まります。裁判員は、事実の認定と刑の量定に関して裁判官と全く同じ立場で裁判に関与するのですが、裁判員に裁判官がしているような勉強や心構えを期待するのは無理というものです。しかしそれだけに、裁判員は裁判官が持っているところをよく観てほしいし、裁判官もその持っているところやその参学眼力で掴んだところを分かりやすく裁判員に披瀝してほしいものです。

網田さんによれば、参学眼力を身につけるためには、やはり読書が一番である、とのことでした。そして読書をするには、まず本を買うことが大切である。それも読みたいと思った時にすぐに買い込んでおくことが大切で、それをツドク(積ん読)のが秘訣である。本はすぐには読めないし、読む時間ができたからといって買おうとしても、その時

にはその本はないかもしれない、そもそも読みたいという気持は再起しないかもしれない、等々のことを繰り返し教えられました。

以来私は「読みたいと思ふ本」の中に「読んでおくのがよいと思ふ本」も加えて、網田さんの教えを実行してきました。そうすると、本が本を呼びますから、選ぶ本は必然的に多彩になっていきますし、おのずから選択力ができて、よりよい本を選ぶようになるものです。また、別の先輩からは「有名な某裁判官は、裁判官たるもの、収入の三分の一は本を購うのに使うべきであるとして、実行しておられた」と聞かされたこともあります。とてもそこまでは至りませんが、本を買う資金には制約をつけないことにしています。そうは言っても、読める範囲という限定がありますし、やはり本は安価ですから、首が回らなくなるようなことはありません。

ところが、網田さんのツドク方式を実行していると、本が増えて仕方がないので、法律書だけでも半端でないのに、法律外の本が無尽蔵に増えることは、物理的にも許されません。何分転勤があるものですが、本の始末が大変です。いつも転勤の準備してくれる家人もいつしか悲鳴を上げ、本が増えることに強迫的被害感情、ついには敵対感情まで持つようになった模様ですが、そこは裁判官の女房です。「本をいくら買ってくださいとも結構ですが、その分は処分してください」とのお達しです。まことにこともな申し状ですので、転勤の都度どさりと処分するようになりました。今は転勤こそありませんが、時に家人の「少し本が増えているようですが」とのひそやかな監査がありますし、いずれ、そこへは物を持って行くことができない、人生最後の「転勤」がある予定ですから、それに備えてやはり間欠的にどさりと処分し、また買い込むということを繰り返しています。ですから私は愛書家にはなれません。

この網田方式は、物理的な害が出ることもあるものの、本を読むという環境をつくるには格好のものだと思います。ツドク書物の中から次に読む本を選ぶ作業は喜びに満ちたものになります。当然のこととして本の内容と読む気持が合致することになりますから、人馬一体の境地でも申しましようか、大部、難解な書物でも向こうの方から心を開いてくれる趣があって、おのずから選ばれた本をたやすく深く読めるようになるのです。ですから難しそうな本でも、気安く買うことになります。こうしたことを、親身になって肌身にすり込んでくれた先輩のご厚情には感謝するばかりです。

法曹は法律の勉強だけで成るものではありません。今は法科大学院制度となり、司法修習期間も半分の1年になっています。司法修習生の数も飛躍的に増え、私がマンツーマンで網田さんから時間をかけてじっくり教えを受けたような環境は無くなっています。しかし法律実務の世界では、法技術だけでなく、先輩から伝えられる有形、無形の知恵、伝承や参学眼力を豊かに身につけることがとても大切なのだということを強調しておきたいと思います。



税理士  
**岡山 栄雄**  
(おかやま・えいお)

出身学校  
高知学芸高等学校  
関西学院大学経済学部

出身地  
高知県四万十市

主な経歴  
大阪国税局 総務部 企画課長  
大阪国税局 査察部 管理課長  
大阪国税局 査察部 次長  
国税不服審判所 審理部 副審判官  
福知山税務署 署長  
南 税 務 署 署長

事務所  
大阪市北区西天満2丁目10番2号  
幸田ビル6階603号  
TEL 06-6363-2063  
FAX 06-6363-2067

## 「移転価格税制の仕組み」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

### 移転価格税制の概要

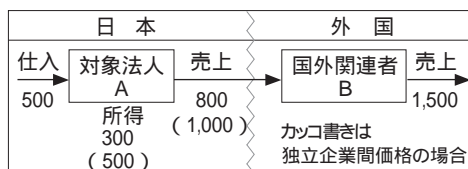
近年における企業活動の国際化に伴い、企業が海外の親会社、子会社等との取引を通じて所得を国際的に移転する、いわゆる移転価格の問題が国際課税の分野で重要となっています。この移転価格税制は、関連企業間で通常と異なる価格によって取引され、その結果として所得が海外に移転し、最終的に租税債務が歪められている場合に、一定の基準に基づいて取引価格を是正し、適正な国際課税を実現することを目的とした税制です。

この税制は、昭和61年4月に創設されていますが、近年になって特に適用事例が多く、大型事案については、マスコミ等で数多く報道されています。

### 基本的な仕組み

国外関連取引について、その法人が国外関連者から支払いを受ける対価が、通常の取引価格(以下「独立企業間価格」という)に満たない場合におけるその満たない金額、又はその法人が国外関連者に支払う金額が独立企業間価格を超える場合におけるその超える金額は、所得の金額に加算されることとなります。

図のケースでは、実際の取引によるA法人の所得金額は300ですが、独立企業間価格が1,000であるとすれば、所得金額の計算上は1,000で売り上げたものとみなされ、所得金額は500とされます。この加算される金額は、国外関連者から返還を受けるかどうかにかかわらず、元として取り扱われます。



### 独立企業間価格の算定

独立企業間価格とは、移転価格税制の対象となる国外関連取引が、同様の状況下で非関連企業間において行なわれたとした場合に成立すると認められる価格をいいます。

独立企業間価格の算定の方法については、国外取引される資産等の種類に応じて、独立価格比準法 再販売価格基準法 原価基準法 ~ に準ずる方法などが定められています。

### 相互協議の申立て

移転価格税制は、国外関連者との取引価格を独立企業間価格とみなして課税することから、一方の国において課税された場合には、そのままでは必ず国際間の二重課税が生じます。このため、国際間の二重課税を回避し、適正な課税を維持していくために、多くの当事国間において租税条約が締結されています。この租税条約に基づいて、移転価格税制に伴う二重課税を回避する方策として、両国間における相互協議が行われることになっています。相互協議の申立ては、「相互協議申立書」を所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出することになっています。また、事前確認手続の実質的な審理は、国税局の国際情報課と国税庁の相互協議室が担当することになっています。

移転価格税制は、国際取引における税金戦争であるとも言われ、国家間の課税主権にかかわる問題が発生します。したがって、独立企業間価格は、我が国のみならず相手国の移転価格税制を踏まえた価格設定が必要となります。企業としては、両国の税務当局の理解が得られるような合理的な価格設定をすることが重要なポイントとなります。もし、どちらかの国の税務当局に理解が得られなければ、二重課税の危険にさらされることとなります。このため、海外子会社等と取引のある日本企業においては、我が国の事前確認手続を積極的に活用することを考慮すべきだと思います。

大阪事務所

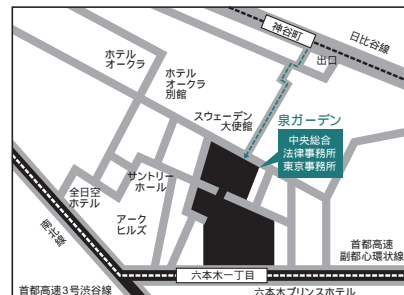


弁護士法人  
**中央総合法律事務所**  
<http://www.clo.jp>

大阪事務所  
〒530-0047  
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階  
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289

東京事務所  
〒106-0032  
東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階  
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

東京事務所



### 所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 讓二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 中務 尚子	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 小林 幹雄
弁護士 近藤 恭子	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 衛藤 祐樹	弁護士 金澤 浩志	弁護士 中野 清登
弁護士 福栄 泰三	弁護士 吉田 伸哉	弁護士 加来 武宜	弁護士 田口 健司	弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子
弁護士 川口 富男	弁護士 岡村 旦	法務第一部長 寺本 栄	法務第二部長 角口 猛			